

事 務 連 絡
令和3年6月16日

関 係 各 位

建設局技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた
工事及び業務の対応について

日頃より、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務の対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月26日付け事務連絡）等に基づき、受注者から一時中止等の申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、一時中止等、請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は設計図書等の変更を適切に行うこととしてきたところです。

このたび、新型コロナワクチンの職域接種を令和3年6月21日から開始することが可能とされ、同年6月8日に職域接種の申請受付が開始されたことを受け、令和3年6月8日付けで国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」（事務連絡）が通知されました。また、令和3年6月14日付けで契約管理部長より「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事、修繕、物品納入等及び業務委託の対応について（通知）」が通知されました。

つきましては、施工中の工事及び業務について、受注者における円滑な職域接種の実施を図る観点からも、上記通知の趣旨を踏まえ、引続き適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

｜ 参考：職域接種とは ｜

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でワクチンの接種を行うものです。

【問い合わせ先】

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL：048-829-1515（内3593） FAX：048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp